

苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年苅田町条例第13号）による ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	苅田町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年苅田町条例第13号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	37	
③ 番号法別表第2の項	57	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		苅田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2の項 苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年苅田町条例第13号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第1条	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年苅田町条例第13号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童）が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって（児童の福祉の増進）を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、（母子家庭の母及び児童，父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童）の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童，父子家庭の父及び児童並びに父母のない（児童の福祉の増進）を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年苅田町条例第13号）</p> <p>苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年苅田町規則第5号）</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号～第9号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第5条第1項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号～第9号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第9条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第9条の規定による受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
-------	---------------------	---------------------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
---------------	--------------------------	--------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第9条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第9条の規定による受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号～第9号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年10月01日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の父母等及びその児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2021年09月30日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	12
保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E8%8B%85%E7%94%B0%E7%94%BA&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=6&opn_date_from_day=26&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=9&opn_date_to_day=26&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	